

「二重行政」の類型

分類	概 要	
A	二重ハード型	・大阪府域において府立（府営）と市立（市営）の類似施設が併存しているもの
B	二重ソフト型	・類似の行政サービスについて府と市の双方が提供しているもの
C	棲み分け型	・府と市がばらばらに施策を実施するもの
D	二重監督型	<ul style="list-style-type: none"> ・事業に関する監督権が府と市に分散されているもの ・実施主体は市だが権限は知事にあるものや許認可権は市にあるが府が指導するもの